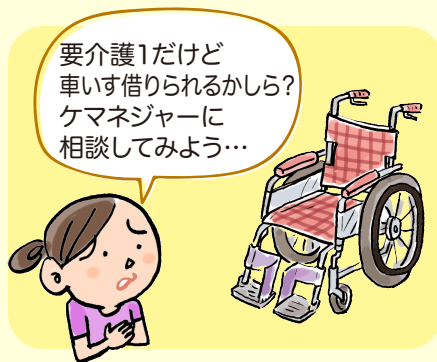


みなさん、こんにちは。今回は介護保険サービスの福祉用具レンタル、特に質問が多い『車いす』についてのお話です。例えば、こんな時です。

主任介護専門員
梅津 宏美



対象種目

- ①車いす、車いす付属品 ②特殊寝台、特殊寝台付属品 ③床ずれ防止用具 ④体位変換機
⑤認知症老人徘徊探知機器 ⑥移動用リフト(つり具部分を除く) ⑦自動排泄処理装置

※ 自己負担1割、一定以上所得者は2割

軽度者(原則的には要支援1・2、要介護1)の方のレンタル利用は身体状況による医師の判断、ケマネジャーと事業者との話し合いの上、行政に申請し可能となる場合があります。

介護保険ではレンタル・販売の対象種目が定められています。
詳しくは担当ケマネジャーへご相談ください。